

解釈改憲は絶対に許されない—日本語が信頼性を失う—

益永八尋

今安倍内閣は、憲法の解釈改憲を行うために、有識者懇談会を開き、有識者懇談会での結論を基に、集団的自衛権があるとの解釈改憲を閣議決定しようとしている。“集団的自衛権”については、歴史的にも、“集団的自衛権はない”とする考えが正しいとされてきた。この正しいとされてきた憲法解釈を安倍内閣は変更しようとしている。この動きは日本国民の大多数にとっては極めて危険なものである。解釈改憲を許さない態度表明や行動を起そう。

今安倍内閣が行なおうとしている解釈改憲については、様々な人から意見が出され、解釈改憲ができないことを指摘している。これらの指摘については、勿論異論はないが、反対意見としては、これだけで良いかという疑問がある。日本語（語学）の解釈という点での指摘がないということである。

憲法の条文では集団的自衛権を有するとは一言も記述されていない。明白なことは“日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。”（9条）である。この条文を解釈改憲で有名無実化しようとしている。このような解釈改憲が許されては憲法自体の存在意義はない。憲法はあらゆる法律の基本的事項を決定している。したがって、この憲法の解釈を無理やり（条文変更なし）に行うことが許されるならば、現在まで採用されている法律の解釈（判例）とは異なる解釈が“閣議決定”で可能となる。このような、事態は“法律”はあっても“法律なし”という状態になる。このような状態にすぐになるとは思われないが、論理的には成り立つ。解釈といえどもそこには論理性がなければならない。論理性がなければ、“法治”国家は崩れ去るだけである。裁判でも判例を重視するのは論理性を求めているからである。

安倍総理は衆院予算委員会において、「行政政府における憲法解釈は、法制局長官が決めることではなく、内閣が責任をもって決める。その最終的責任は私がおっている」と答弁して、憲法解釈の権限と責任が内閣にあるという一見正しいとも思われるような答弁をしているが、とんでもない暴論であり、危険極まりない考えである。非論理性の解釈は内閣であろうとも総理大臣であろうとも、誰でもできないものである。

日本国憲法の前文と9条は、中学卒業程度の日本語の語学を有するものは誰でも理解できるものである。これを、政治的判断として、解釈で集団的自衛権があるように変えようとしている。このような解釈がまかり通るようでは、日本語自体の信頼性を失うことにつながる。すなわち、国際的には日本語の信頼性が大きく損なわれ、安倍総理の好きな“国家のため”にはならなくなる。解釈によって、どのようにでも変更できるのであれば、強者（武力や経済力等）の都合の良いように解釈されるため、日本語の信頼性はなくなる。言葉は、弱者・強者に関係なく同じように解釈されて意味がある。つまり、法治国家とは

2014年5月14日

このことが前提になっているのである。これは、日本語だけではなく、英語・中国語等のあらゆる言語に共通することである。

憲法や法律を変更できないからといって、解釈で変更することはできない。現実に即した対応ができない条文や条文の欠如があれば、法律の改訂または新法の成立を図るのが国会や政府の仕事である。非論理性的な解釈を絶対に行うべきではない。これが故に、歴代の内閣は、今回のような解釈はできないという姿勢や表明を行ってきたのである。